

# 証明書の取得までの手続きについて

## STEP.01 申請者登録(サイン登録)

小田原箱根商工会議所の会員・非会員を問わず、貿易関係証明を必要とする申請者は全て、事前に申請者登録(サイン登録)が必要です。登録の有効期間は2年間です。

登録に必ず必要となる書類(別途必要な書類のご提出を求める場合もございます)

貿易関係証明に関する誓約書	
貿易関係証明申請者登録台帳	貿易関係証明業態内容届 貿易関係申請者の署名届(申請者のみ)
法人(団体)の登録	・登記簿謄本(履歴事項証明書) ※3ヶ月以内に発行された原本 ※任意団体(法人格のない団体)の場合は、団体規約または定款、役員名簿、事業活動報告書)
個人の登録	・住民票 ※3ヶ月以内に発行された原本 ・印鑑証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本 ・新規登録の場合、「開業届」のコピー(税務署に提出したもの)、または直近の「納税証明書(事業税)」のコピー
中古品を取り扱う場合	・各都道府県公安委員会発行の古物商許可証コピー

## STEP.02 申請書類の作成

証明の申請の際、書類は申請者が各自で作成していただきます。特に原産地証明書は所定の用紙で作成することになっています。また、証明の種別によってエビデンスとなる典拠書類が異なりますのでご注意ください。

## STEP.03 証明の発給申請

事前に来所日をご一報のうえ、典拠書類を含む申請書類一式をセットにして窓口にお持ちください。